

危機管理室

1 防災備品は、自治会ごとに備蓄数を確認し、大災害に備えること。

本市では、自主防災組織の活動を支援するため、平成26年度より資器材の購入費等に対する補助制度を設けており、自主防災組織を構成する世帯の数に200円を乗じて得た額に10万円を加えた額を限度とし、防災資器材の購入や修繕費用の一部を補助しております。それぞれの組織が必要なものを考え、計画を立てていただきながら本制度を利用して備蓄をしていただくこととしております。

(地域防災課)

2 本市ではマンホールトイレを勧めています。災害派遣トイレネットワークプロジェクト「みんな元気になるトイレ」に参加し、移動可能なトイレトレーラーを常備すること。

本市でも導入に向け、先進市の視察を行うなど、検討を重ねてまいりましたが、平時の運用や導入時の条件など、いくつかの課題が確認できたため導入を見送った経緯があります。大規模災害時における自治体間の支援は重要と考えますので、能登半島地震での活動状況を入手するなど、改めて課題を整理するとともに、移動式トイレについて研究してまいります。

(地域防災課)

総務部

1 必要に応じた職員数を正規職員で採用すること。

正規職員の採用については、企画部の定める定員管理上の採用計画に基づき、募集人数を決定しています。適正な職員数の確保に向けて、引き続き採用事業に注力するとともに、積極的な情報発信を実施してまいります。

(人事課)

財政部

- 1 税金滞納者に対し、まだまだ差し押さえや強制的な回収が行われている。本人の収支、生活環境など十分考慮すること。

滞納者に対しては、督促状や文書催告、コールセンターによる電話催告、徴税吏員による納税指導のほか、自らの意思により自主的に納付ができるよう納税環境整備に努めております。

しかしながら、催告等に応答が無く自主的納付がなされない場合や資力があるにも関わらず納税意識が希薄な滞納者に対しては、納期限内に納付している多くの納税者との税負担の公平性の観点から、法律に基づき差押等の滞納処分の実施を検討することとなります。

なお、催告等に応答があり、一括納付が困難であると申し出があった際は、理由や生活状況を詳細に聴取したうえで、納税猶予制度の適用を含めて、納税者の資力に応じた納税計画を立てられるよう、きめ細かい納税相談を実施しております。

(納税・債権管理課)

管財部

1 市有バスの市民への貸出しにおいて、利用目的の幅を広げること。

市有バスの貸出につきましては、令和6年7月からの利用を対象として、①市の代表として参加する行事への参加、②他市との地域間交流を目的とした事業への参加のほかに、③防犯活動、防災活動など、地域の安全に資する研修の実施、④地域福祉の増進を目的とした福祉現場の視察の実施、⑤地域の青少年の体験活動を目的とした事業の実施を加え、利用目的の範囲を拡大しております。

今後につきましても、利用状況を注視しながら、利用目的等について検討してまいります。

(管財課)

スポーツ部

1 塩浜2丁目市有地整備事業について、進捗状況を市民へ周知すること。

パブリックコメント等を実施したうえで令和6年8月に整備方針を定め、その内容を市公式Webサイトへ掲載しております。

現在は、事業者公募に向けた準備の一環として、募集要項（素案）を策定・公開し、質疑に対する回答の公開も行っており、引き続き進捗状況を随時公開するなどして、市民周知に努めてまいります。

（スポーツ計画課）

2 国府台野球場整備について、進捗状況を市民へ周知すること。

令和6年度で国府台公園野球場整備が完了します。新たに名称を「国府台スタジアム」とし、令和7年4月より一般貸出を行います。市公式Webサイトにおいて情報を掲載し、周知いたします。

（スポーツ推進課）

市民部

- 1 出入国在留管理局収容施設から仮放免されている本市の住民に対して、対象となる行政サービスの案内通知を行うこと。

仮放免者への支援の通知につきましては、関係機関や関係部署と協議してまいります。なお、本市で開設している市民相談の窓口や外国人相談窓口にご相談いただければ、必要な部署におつなぎできます。
(市民課)

- 2 市民マナー啓発の路面表示や電柱への表示を進めること。

市民マナー啓発のため、路面シールや電柱標示板の設置を進めることにより、引き続き市民マナー条例の啓発に努めてまいります。
(市民安全課)

こども部

1 2026年度から国が始める誰でも通園制度は、対応出来る園のみで行うこと。

令和8年度から本格実施が決定しているこども誰でも通園制度（乳児等通園支援事業）につきましては、実施を希望する事業者のうち、設備や運営に関する基準を満たすことを確認し認可を行った上で事業実施を認めることとなります。このため、対応できない園に本事業の実施を求めることは想定しておりません。

（幼保施設管理課）

2 支援が必要なこどもに対し、十分に相談が出来るよう窓口を設置すること。

令和6年4月1日に施行された改正児童福祉法により、「こども家庭センター」の設置が市町村の努力義務となったため、令和6年度、本市においても母子保健と児童福祉の二つの部門に分かれていた相談支援の取り組みを統合した「こども家庭センター」の体制を構築し、妊婦および0歳から18歳未満の子どもとその保護者に対し、母子保健担当と児童福祉担当がそれぞれの専門性を生かして切れ目なく包括的な相談支援を行う窓口を設置しました。近年は生活困窮や精神疾患など、1つの家庭で抱える問題の複雑化・深刻化がみられることから、保健師や看護師、社会福祉士、心理士からなる現在の専門性のある職員構成を維持しながら、学校を始め、こどもに関わる多くの機関と連携しながら効果的な相談・支援を提供できる体制を目指してまいります。

（こども家庭相談課）

福祉部

1 高齢者が安心して住むことが出来るよう市営住宅を確保すること。

高齢者世帯のうち、特に高齢者単身者の空家入居の希望が多いことから、単身者が入居可能な住戸を順次拡大し、現在656戸で高齢者を含めた単身者の入居を可能としております。引き続き、高齢者が入居可能な住戸の確保に向けて検討してまいります。

(市営住宅課)

2 障がい者の就労支援を進めること。

市川市では障がい者就労支援センター「アクセス」を障がい者の就労に関する相談窓口として位置づけており、就労支援のみならず、就労後のフォローも継続して行う体制をつくっております。また、自立支援協議会の就労支援部会では、福祉的就労から一般就労へ切れ目のない支援ができるように、就労支援事業所のネットワーク構築を行っております。今後も、障がい者が安心して就労できるよう、支援体制の強化に努めてまいります。

(障がい者支援課)

3 老朽化している市営住宅を若い人も住みやすくなるようリノベーションすること。

若い世代に市営住宅に入居していただけるよう住戸のリノベーションを行うことは、一つの方策と考えられますが、住宅に困窮する市民に低廉な家賃で住宅を提供する市営住宅において一部の住戸のみリノベーションを行うことは、家賃負担や他の入居者との公平性の観点からも慎重な検討が必要と考えられます。現在、子育て世帯に入居していただく方策として、お子さんの人数や未就学児の有無により、空家申し込みの際に加点する配慮を行っております。引き続き若い世代の入居に関し検討してまいります。

(市営住宅課)

4 生活保護利用者への夏季加算を継続して国に要望すること。(2023、2024要望)

生活保護の基準は国の定めによるところから、近年の夏の酷暑を考慮した新たな加算の設定につきまして、令和6年5月に国に対して要望したところです。今後も引き続き要望してまいります。

(生活支援課)

5 ケースワーカーを増員すること。(2024要望)

ケースワーカーの増員を関係部署と協議してまいります。

(生活支援課)

保健部

1 これまで同様、健康保険証の発行が出来るよう国に要望すること。

改正マイナンバー法の施行に伴い、被保険者証の発行については令和6年12月2日をもって終了しております。
(国民健康保険課)

2 子どものインフルエンザ予防接種費用助成を継続して行うこと。(2024要望)

子どもに対するインフルエンザ予防接種は、発症予防効果などが認められて法律に基づき市町村が費用負担をして実施する定期接種と異なり、発症予防効果などを判断できる十分な研究データがないなどの理由により定期接種の対象とされていない、法律に基づかない任意接種であるため、国の動向を注視してまいります。
(保健センター疾病予防課)

環境部

1 公共施設の断熱化、照明のLED化などを急ぎ、まずは庁内のカーボンニュートラル達成を急ぐこと。

2030年に二酸化炭素排出量50%削減を目標とした「第三次市川市地球温暖化対策実行計画（事務施策編）」に基づき、既存の公共施設における照明のLED化を進めるとともに、新築・改修等の際には建物の断熱化を計画的に推進しております。

今後も引き続き、カーボンニュートラルに向けた取り組みを実施してまいります。
（総合環境課）

2 猫の屋内飼育の徹底を図ること。また、夏や冬など屋外環境が厳しい時期には犬も屋内飼育することを啓発すること。

猫の屋内飼育につきましては、千葉県動物の愛護及び管理に関する条例第13条に、飼い主に対し屋内で使用し又は保管するよう努めなければならないとされています。市も動物愛護フェアや公式Webサイト、広報紙などで、周知啓発を行っております。また、屋外環境が厳しい時期での犬の屋内飼育につきましては同条例第11条に、その動物の健康を保持するために必要な措置を講ずることとあることから、飼い主に対する周知啓発を図ってまいります。

（自然環境課）

3 飼い主のいない猫入院検査費等助成金の必須要件からマイクロチップの装着を除外し、マイクロチップ装着に関しては独自の助成制度を設けること。

飼い主のいない猫入院検査費等助成金につきましては、猫1匹につき生涯1回の助成とすることから猫を識別する必要があるために必須要件としています。単にマイクロチップの装着を推進する助成ではないことから、現状では必須要件からマイクロチップ装着を外すことは困難です。

（自然環境課）

4 クリーンスパ市川の送迎バスのルートに市川駅ルートを創設するよう指定管理者と調整し、委託費に費用を加算すること。

クリーンスパ市川における指定管理業務の基本協定では、送迎バスのルート設定は、指定管理者に委ねられております。

新たなルート設定につきましては、要望がある度に指定管理者が検討しております。

市川駅へのルートにつきましては、既存のルートの延伸などの見直しも含め、

事業採算性などを踏まえた上で、指定管理者と協議してまいります。

（クリーンセンター）

5 クリーンスパ市川のプールについて、障がい者専用のレーンを作ること。

障がいのある方の専用コースを設ける事については、障がいのある方の中でも、個人の能力に差があり、コースが渋滞してしまうことなどの懸念があることから、特別にコースを設けておりません。

このことから、障がいのある方の場合も、個人の能力に合わせ、全てのコースを利用できるようにする方が、利便性が高いと考えております。

今後も、障がいのある方を含め、多様な利用者がお互いに利用しやすいコース設定となるように指定管理者と協議してまいります。

（クリーンセンター）

6 ドッグランを北部にも新設すること。

ドッグランにつきましては、現在、塩浜第2公園内に開設をしております。ドッグランの増設につきましては、2016年に市内の公共施設を対象に調査いたしましたが、北部には適地が見つからない状況でした。近隣市も含め、公設のドッグランと併せ民間事業者設置のドッグランの案内もできるよう、状況の把握に努めてまいります。

（自然環境課）

7 飼い主を失った犬や猫、外で生きることが困難な犬や猫を一時飼養する施設を設置すること。

飼い主を失った犬や猫、外で生きることが困難な犬や猫を引き取ることににつきましては、愛玩動物の保護事務が県の所管であることから、市での実施は困難であると認識しています。

（自然環境課）

街づくり部

1 空き家対策を強め、有効活用を進めること。

空き家の有効活用につきましては、令和5年1月に宅建業の2つの団体と相談業務に関する協定を締結し、空き家を早い段階で有効利用するための体制を整えました。今後、この相談体制をこれまで以上に周知することで、空き家の有効活用を図ってまいります。また、これまでも特定空き家の除却費用や、地域活性化を目的に空き家を利活用する際のリフォーム費用に対する助成事業を行ってまいりましたが、令和6年度からはこれらに加え、地域活性化を目的に、空き家を提供していただいた所有者に対する家財道具処分費用や、子育て世帯を対象に、空き家を自己の居住用にリフォームする際の費用などに対する助成事業を新たに創設しました。さらに、空き家のパトロールや特定空き家等に対する指導等の強化など、今後も地域の住環境の保全のため空き家対策に取り組んでまいります。

(空き家対策課)

2 老朽化している公園の遊具の点検をすること。

公園の遊具は、専門業者による年1回の定期点検や日々の職員パトロールなどにより老朽化した遊具の交換や修繕等を行っております。

(公園緑地課)

3 トイレの無い公園への設置とトイレの洋式化を進めること。

公園のトイレ新設につきましては、利用者から設置の要望がある一方で、近隣にお住まいの方々には、「匂いが気になる」「汚い」「防犯上不安である」などの理由から、設置に反対される場合が多い状況です。

このようなことから、トイレ設置につきましては、地域の自治会様など団体からのご要望があり、また、近隣にお住まいの方々がトイレ設置にご理解をいただいている場合に設置の検討を進めることとしております。

洋式化につきましては、改修計画に基づき順次進めてまいります。

(公園緑地課)

4 樹木の健全度調査を定期的に行い、市民の安全確保に努めること。

公園、緑地、街路樹の樹木につきましては、日々の職員パトロールや管理を受託している業者の作業中などにより、安全性を確認しております。

また、市内の主な桜については桜診断調査を平成30年度から順次行っており、令和7年度に終了する見込みです。

その他に令和6年度に一部の緑地においてナラ枯れの調査を行っております。令和7年度には、斜面緑地の樹木調査の予算を計上したところです。

(公園緑地課)

道路交通部

1 交通ルール、特に自転車のルールを守るよう繰り返し周知すること。

交通ルール（特に自転車）につきましては、交通安全教室や自転車安全利用講習会、警察・関係団体と合同で行う街頭啓発、市公式WebサイトやSNSなどを活用し、繰り返し周知してまいります。

（交通計画課）

2 下総中山駅南口のバリアフリー化を早期実現させること。

下総中山駅が所在する船橋市と連携して、JR東日本との協議を継続してまいります。

（交通計画課）

3 コミュニティバスの増便、運行ルート、運行時間について利用者の要望に応えること。

各ルートごとに組織されている実行委員会におきまして、OD調査やアンケート調査をもとに、利用者のニーズに沿った効率的な運行となるよう運行計画の見直しを適宜行ってまいります。

（交通計画課）

4 白線、カーブミラー、横断歩道など定期的な保守点検と整備を行うこと。

日々のパトロールや定期的な点検、適宜復旧や補修を行い、維持管理に努めてまいります。また、横断歩道等、千葉県警察が所管するものに関しましては、速やかな復旧を依頼してまいります。

（道路安全課）

5 外環道路の空き地活用を進めること。

外環道路の路傍部（空き地）の活用につきましては、以前より外環道路の管理者である首都国道事務所と協議をしており、路傍部（空き地）は現時点では国道の区域に設定されていることから、外環道路の事業が終了するまでは、原則、道路以外での利用は出来ないと同事務所より報告を受けています。なお、道路法第32条に基づく占用であれば路傍部の活用は可能であるため、空き地活用の要望内容を精査し、検討してまいります。

（道路管理課）

6 自転車レーンには、駐車しないよう徹底して周知すること。（2024要望）（守られなければ自転車レーンは、危険です）

自転車レーンの駐車車両につきましては、市川警察署、行徳警察署に取締りの強化を依頼するとともに、自転車レーンには駐車しないよう、注意喚起対策を検討してまいります。

（道路管理課）

生涯学習部

1 自動車図書館をもう1台増やし、ゆっくり回れるようにすること。

自動車図書館の運行につきましては、各巡回地点の利用者要望を積極的に把握し、車両の増車も含め自動車図書館が市民にとってより魅力的な存在になるよう効果的なサービスの提供に努めてまいります。

(中央図書館)

2 公民館、ふれあい館など市民のニーズに合わせ、多くの方が利用できるよう老朽化対策をすること。

公民館施設においては、空調やエレベーター等の設備更新を毎年計画的に進めております。また、建築物についても内装修繕や外壁改修等、利用者の声をもとに更新できるところから更新を進めております。今後も多くの方が利用できるよう、利用者のニーズに合わせて老朽化対策に努めてまいります。

また、地域ふれあい館においても、老朽化した床下など優先度の高い箇所の修繕を行う一方で、玄関の上り下りがしやすいよう手すりをつけるなど、利用者や利用団体の声もできる限り反映させてまいります。

(社会教育課、NPO・市民活動支援課)

学校教育部

1 すべての市立小中学校に知的障がい支援級と情緒障がい支援級を設置し、小学校から中学への進学にも対応できるようにすること。

令和7年度は、知的障がいの特別支援学校を小学校に2校、自閉症・情緒障がいの特別支援学級を小学校1校に設置する予定です。今後も障がい種や地域のバランスを勘案し、学校のニーズや空き教室等の状況の把握、人材の確保や育成を図り、学びの連続性も配慮しながら、特別支援学級の設置を計画的に進めてまいります。

また、教職員の特別支援教育に関する理解推進と実践力向上のための研修会を充実させることにより、本市の特別支援教育の更なる推進を図ってまいります。

(義務教育課、指導課)

2 動物の飼育に対し、適正な環境づくりと医療費をつけること。

動物飼育の適正な環境づくりのために、教育委員会から学校に対して文部科学省より発出されております「学校における動物飼育について」や「学校における望ましい動物飼育のあり方」について周知を行っております。学校はその通知を踏まえ、動物を飼育する上での環境づくりについて留意し、対応を行っております。また、市川浦安地域獣医師会と連携し、獣医師の方による学校への訪問授業にて、適正な飼育環境づくりに関する指導を受け、より良い環境づくりに努めております。

医療費につきましては、各学校の任意の活動となっているため、現在のところ予算化しておりません。今後、状況に応じて、検討してまいります。

(指導課)

3 学校部活動の地域移行を令和5年度より段階的に進めるとのことだが、指導員などの報酬等十分な予算をつけること。

部活動地域移行のモデル校である第四中学校では、令和6年度9月から複数の部活動が休日、地域クラブ活動として活動を開始したところです。今後は、モデル校の取り組みを検証しながら、全市にどのように展開していくか検討しております。指導員などの報酬等につきましても、他の自治体の事例などを参考にしながら、検討してまいります。

(保健体育課)